

# 江田島市こどもの居場所づくり事業助成金交付要綱

令和 7 年 5 月 1 6 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、こどもの健やかな成長又は幸せな状態の向上に資するための環境整備を図ることにより、こどもの居場所づくりを推進する活動に対し、予算の範囲内で江田島市こどもの居場所づくり事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、江田島市補助金等交付規則（平成 1 6 年江田島市規則第 5 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象活動)

第 2 条 助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）は、食事、学習、交流等の場を提供することにより、こども及び地域の大人が気軽に立ち寄り、こどもが安心して過ごすことができる居場所づくりを行う活動であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 江田島市内で開催されること。

(2) 次に掲げるいずれかの活動を行うこと。

ア こどもへの無料又は安価な食事（おやつ等の軽食を含む。）

の提供

イ 学習の支援

ウ 健全な遊び又は体験の提供

エ その他こどもを中心として参加者同士がコミュニケーションを図る場づくり

(3) 公序良俗に反しないこと。

(4) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とした活動ではないこと。

(5) 2 か月に 1 回以上開催すること。

(6) 1 回の開催につき、1 8 歳未満のこどもが 3 人以上参加していること。

(7) 居場所を必要とするこどもを広く受け入れること。

(8) 活動の実施中、帰宅時等において、利用者の安全管理に十分配慮すること。

(9) 常に衛生面に配慮した運営に努めること。

(助成対象者)

第3条 助成金を申請することができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体又は個人とする。

(1) 助成対象活動について明朗な会計及び経理を実施し、その報告を行うことができること。

(2) 継続的かつ安定的に助成対象活動を行うことができること。

(3) 江田島市暴力団排除条例（平成23年江田島市条例第1号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員、同条第3号の暴力団員等又はこれらの団体若しくは者と不適切な関係を有していないこと。

(4) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とした団体又は個人でないこと。

(5) 開設時には常駐する責任者を配置するとともに、責任者とは別にスタッフを配置できること。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、当該年度の4月1日から翌3月31日までの間に支出する経費であって、助成対象活動の実施に要するもののうち、別表に掲げるものとする。

2 助成対象経費に対して助成金以外の他の補助金、交付金等を受けている場合は、助成対象経費から当該補助金、交付金等の額を差し引くものとする。

(交付額)

第5条 助成金の交付額は、次表に掲げるとおりとする。

| 区 分   | 内 容                            | 助 成 率                                   | 1 団 体 又 は 1 個 人<br>当 た り の 上 限 額 |
|-------|--------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------|
| 開 設 費 | 助 成 対 象 活 動 の<br>開 設 に 係 る 経 費 | 助 成 対 象 経 費 に<br>1 0 / 1 0 を 乗<br>じ た 額 | 1 0 0 , 0 0 0 円                  |
| 運 営 費 | 助 成 対 象 活 動 の<br>運 営 に 係 る 経 費 | 助 成 対 象 経 費 に<br>1 0 / 1 0 を 乗<br>じ た 額 | 5 0 , 0 0 0 円                    |

2 開設費については、助成対象活動の開始年度に限り助成対象とする。

3 開設年度に運営費が発生する場合は、開設費及び運営費を交付できるものとする。

（応募申請）

第 6 条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、指定する期日までに、江田島市こどもの居場所づくり事業助成金応募申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 実施計画書

（2） 収支予算書

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（応募に係る採択等）

第 7 条 市長は、前条の規定による応募申請を受けた場合は、書類審査及び現地確認を行い、採択の有無を決定し、江田島市こどもの居場所づくり事業助成金採択・不採択通知書（様式第 2 号）により、当該助成対象者に通知するものとする。

（交付申請）

第 8 条 前条の規定により助成金の採択を受けた助成対象者（以下「申請者」という。）は、江田島市こどもの居場所づくり事業助成金交付申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請を受けた場合は、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、江田島市こどもの居場所づくり事業助成金交付・不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(活動内容の変更等)

第10条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた活動内容を変更する場合は、江田島市こどもの居場所づくり事業助成金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、活動の目的達成のため、又は活動の目的に影響を及ぼさない範囲内において、総活動費の増減を伴わない経費配分の変更、より効果的に活動を実施するための活動内容の細部の変更その他の軽微な変更を除く。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請を受けた場合は、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、江田島市こどもの居場所づくり事業助成金変更交付・不交付決定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、交付決定を受けた活動を中止し、又は廃止しようとする場合は、江田島市こどもの居場所づくり事業助成活動中止・廃止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による中止・廃止承認申請を受けた場合は、その内容を審査の上、中止又は廃止の可否を決定し、江田島市こどもの居場所づくり事業助成活動中止・廃止承認・不承認決定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 1 1 条 交付決定者は、交付決定を受けた活動の完了後 3 0 日以内又は交付決定があった日の属する市の会計年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに、江田島市こどもの居場所づくり事業助成金実績報告書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 実施状況報告書

（2） 収支決算書

（3） 領収書などの交付決定を受けた活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し

（4） 交付決定を受けた活動の実施状況が分かる資料

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（額の確定）

第 1 2 条 市長は、前条の規定による実績報告を受け、助成対象活動が適切に行われたと認めた場合、交付すべき助成金の額を確定し、江田島市こどもの居場所づくり事業助成金交付額確定通知書（様式第 1 0 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（請求等）

第 1 3 条 前条の規定による額の確定を受けた交付決定者は、助成金の交付を受けるため、江田島市こどもの居場所づくり事業助成金交付請求書（様式第 1 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

（概算払）

第 1 4 条 市長は、助成対象活動の実施上、必要と認める場合は、助成金の全部又は一部を概算払することができる。

（交付決定の取消し等）

第 1 5 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ

る。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合

(2) 交付の目的以外の目的に助成金を使用した場合

(3) この要綱の規定に違反した場合

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、交付した助成金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(備品の管理)

第16条 交付決定者は、助成金により整備した備品について、備品管理簿を整備し、適切に管理しなければならない。

(関係書類の整備)

第17条 交付決定者は、助成対象活動に係る収入及び支出を明らかにした書類を整備し、助成対象活動が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(調査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の使途等に関して調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行し、令和7年度予算に係る助成金から適用する。

別表（第4条関係）

| 区分  | 費目             | 主な内容                                                                                                                             |
|-----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開設費 | 修繕費又は<br>工事請負費 | 建物の修繕又は改修に係る費用（助成対象活動の実施に最低限必要な改修に限る。建物の躯体の変更を伴うなど、大規模な増改築は、対象外とする。）                                                             |
|     | 備品等購入費         | 助成対象活動の実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用<br>（１）必要と認められる書籍類及び遊具類<br>（２）食器類、机、いす、棚、カーペット等の什器類<br>（３）調理に要する鍋、フライパン等の器具<br>（４）冷蔵庫、電子レンジ、ポット等の家電類 |
| 運営費 | 食材費            | 食料品の購入費                                                                                                                          |
|     | 消耗品費           | 食器、衛生品、学習用品、絵本等の購入費                                                                                                              |
|     | 謝礼金            | 学習支援、イベント、体験活動等を行うスタッフへの謝礼金（１人１回１，０００円を上限とする。）                                                                                   |
|     | 使用料・賃借料        | 開催場所の使用料又は賃借料                                                                                                                    |
|     | 光熱水費           | 開催場所の光熱水費                                                                                                                        |
|     | 保険料            | 傷害、賠償責任等の保険料                                                                                                                     |
|     | 印刷費            | チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費                                                                                                             |
|     | 通信費            | 連絡に要する送料                                                                                                                         |

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 修繕費 | 備品及び開催場所の修繕費            |
| 手数料 | 食品衛生責任者養成講習会の受講料及び振込手数料 |